**「いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける『10歳若返り』発信事業委託業務」**

**仕様書**

**１．事業名**

いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける「10歳若返り」発信事業委託業務

**２．事業目的**

本事業は、万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を先取りした施策の推進を図るため、オール大阪で取組みを進めるアクションプランとして2018年３月に策定した「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」に掲げる目標の一つである「いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』」の実現をめざし、府民の「10歳若返り（※１）」の取組みへの関心を高め、機運醸成を図ることを目的とする。

　　※１　「10歳若返り」とは、健康寿命に加え、健康状態に応じて、誰もが生涯を通じ、自らの意思に基づき、活動的に生活できることと定義している。

（参考リンク）[<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/inochi_v/index.html>］

**３．契約期間**

　　契約締結日（６月中旬頃）から令和４年３月３１日（木）まで

**４．委託上限額**

５，５００，０００円（税込）　※本事業を履行するすべての経費を含む

**５．委託事業内容**

　　市町村、企業等における「『10歳若返り』に資する取組み（※２）」の増加や府民の参加の機運醸成に向けて、「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」に掲げる「10歳若返り」を市町村、企業、地域団体、府民等へ周知・ＰＲするため、次の（１）から（６）について実施すること。

　　※２　「10歳若返りに資する取り組み」とは、大阪府において有識者の意見を踏まえて、(1)運動と笑い・音楽 、(2)口の健康・食、(３)認知症予防、(４)アンチエイジング、(５)企業の取組促進、(６)生きがい・やりがい、(７)いのち輝く未来のまちづくりの分野を柱として、「連携の視点」や「先進技術の視点」を踏まえて取り組むこととしているもので、府内の市町村や企業等においても、取組みの増加をめざすもの。



（１）「10歳若返り」のPR動画の制作業務

　　「10歳若返り」の取組みを市町村や企業、府民へPRする動画を制作する。

【業務内容】

・「10歳若返り」に資する府内の市町村や企業、地域団体等の取組みを取り入れ、わかりやすくPRする動画を制作すること。

・なお、制作にあたっては、以下の内容を盛り込んだ内容とすること。

　　　　府：「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」に掲げる「10歳若返り」の概要

市町村や企業、地域団体等：「10歳若返り」に資する取組み

（10歳若返りの取組み分野に該当する取り組み等）

・動画は、府民にわかりやすく、高い訴求効果を獲得できる内容を制作すること（実写・アニメーションなど、手法は問わない）。

　　・インパクトに加え、新しい発想や創意工夫を凝らした視聴者の関心を喚起する内容とすること。

　　・紹介動画は、３分程度の動画及びCM用動画として１５秒動画、６秒動画を制作すること。

　【留意事項】

　　・対象となる市町村や企業の素材の提供は、発注者が行うこととする。

　　・イラストやテロップ、視覚効果などにより効果的な編集を行い、視覚的に訴える内容を検討すること。

　　・ＢＧＭ、ナレーション等、音響効果を盛り込むこと。

　　・ホームページ、動画投稿サイト、ＳＮＳ、屋内外大型モニター、テレビＣＭ等、多様な媒体で

使用することを想定した内容とすること。

　　・ＷＥＢへの掲載に関して、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル

機器画面においても鮮明な画像で閲覧できるようにすること。

　　・画像等の著作権及び使用料等の費用を含め、企画・制作に要する費用は、全て委託金額内に収

めること。

　　・令和３年１０月末までの完成を目途に制作すること。

　【納品形態】

　　・データは以下の用途が可能な形式で保存し、ＤＶＤ‐Ｒにより納品すること（上記３パターンを一枚に納めて１０枚）。

　　・パソコンやＤＶＤプレイヤーで読み込めること。

　　・ＷＥＢ上に掲載できること。

《提案事項》

○ＰＲ動画の基本コンセプト

・内容については、「10歳若返り」の趣旨を踏まえた、独自性・創意工夫を凝らしたものとすること。

○動画編集デザイン（全体構成イメージ）

・3分程度の動画及びCM用動画（6秒、15秒）の３パターンを制作（絵コンテ等）

・使用する音響や視覚効果のイメージ

・動画の規格（ホームページやSNSでの放映、大型スクリーン、PC、タブレット等での再生への対応）

（２）「10歳若返り」のPR動画のSNS等での発信方策の企画・実施業務

　　府民に対し、（１）で作成した「10歳若返り」取組紹介動画及び市町村や企業等より提供を受けた動画の効果的な活用による周知・啓発を通じて、府民等の「10歳若返り」への関心を高める。

　【業務内容】

　　・youtube上に「10歳若返り」の専用チャンネルを作成し、契約期間中の管理を行うこと。

　　・（１）で作成した動画及び市町村や企業等より提供を受けた動画を、（４）の視聴・参加につなげるため、より多くの府民に視聴してもらえる機会創出を図り、具体的な活用方策を企画・実施すること。

　　・多くの府民に視聴してもらえるよう、創意工夫を凝らすこと。

　　・動画投稿サイト、ＳＮＳなど、府民の視聴性が高く、「10歳若返り」の取組みへの関心度向上につながる放映先・活用策について、独自性を発揮した提案とすること。

　【留意事項】

　　・発注者と協議の上、契約期間内に実施すること。

　　・動画放映に要する費用は、すべて委託金額内に収めること。

　　　・契約終了時にyoutubeの管理運用主体の切替が必要になった場合は、発注者と協議の上、切替作業に協力すること。

《提案事項》

◯SNSを使ったPR動画の展開方策（放映先、時期、手法、独自性等を具体的に記載）

○「10歳若返り」の取組みを周知・PRするWebイベントとの相乗効果が期待できる具体的な提案

（３）「10歳若返り」に資する取組紹介リーフレットの制作業務

　　（１）で作成する動画に併せて、PCやスマートフォン等を利用していない人へも情報が届けられるよう「10歳若返り」の取組みを市町村や企業、府民へ紹介するパンフレットを制作する。多様な主体が取り組む施策等の見える化を通じて、府民の「10歳若返り」の取組みへの機運醸成を図る。

【業務内容】

　　・府、市町村、民間企業、地域の団体等の「10歳若返り」に資する具体的な取組みを効果的・魅力的に情報発信することのできるコンテンツの構成やデザイン、表現方法に工夫を凝らしたパンフレットの企画、制作を行うこと。

　　　・なお、制作にあたっては、以下の内容を盛り込んだ内容とすること。

　　　　　府：「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」に掲げる「10歳若返り」の概要

市町村や企業、地域団体等：「10歳若返り」に資する取組み

（10歳若返りの取組み分野に該当する取り組み等）

　　　・取組み内容の紹介では、府が提供する企業や団体の素材を活用し、府民にわかりやすく紹介するとともに、コンテンツの魅力向上を図り、手に取ってもらいやすい工夫を凝らすこと。

　　　・制作したパンフレットの版権は、発注者に帰属するものとすること。

　【留意事項】

　　・対象となる市町村や企業の素材の提供は、発注者が行うこととする。

・色覚障がいのある人や高齢者などに配慮し、ユニバーサルデザインに留意したものとすること。

　　・画像等の著作権及び使用料等の費用を含め、企画・制作・運用に要する費用は、全て委託金額内に収めること。

　　・大阪府への信頼や品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。

　【納品形態】

　　下記関係書類を提出するとともに、電子データをＣＤ‐Ｒ又はＤＶＤ‐Ｒにより納品すること。

　　・形式は、A4リーフレット（A3を二つ折り）とし、10,000部作成する。

　　・受注者は以下のデータを納品する

・パンフレットのPDFデータ、イラストレーター（ai）データ、JPEG又はPNGデータ

・パンフレットに掲載した文章（Microsoft Word形式）、イラスト、写真データ(各市町村、企業、地域団体等から提出されたデータを含む) のイラストレーター（ai）データ及びJPEG又はPNGデータなど

・その他発注者が指示するもの。

《提案事項》

○基本的コンセプト・ポイント

○企画及びデザイン

（多様な主体の10歳若返りに資する取組みについてわかりやすく、見やすい構成・デザイン）

○（１）で作成した動画視聴につなげる工夫

（４）「10歳若返り」の取組みを周知・ＰＲするWebイベントの企画・実施

　　市町村・企業・府民を対象に「10歳若返り」の取組みを周知する参加体験型のWebイベントを企画・実施する（（２）において取り組む業務との連携等は可）。

【業務内容】

・「10歳若返り」の概念や市町村、企業、その他地域団体の「10歳若返り」に資する取組みの紹介・周知の他、専門家のアドバイスや「10歳若返り」に資する話がきけるWebセミナー、参加体験型のWebイベントの実施など、独自性を発揮した幅広い提案を行うこと。

　【留意事項】

　　・発注者と協議の上、契約期間内に実施すること。

　　・イベントの出演者については、原則受注者で調整し、出演に要する費用は、全て委託金額内に収めること。なお、出演者については、発注者と協議の上、決定すること。（大阪府から出演を依頼することは可能）

　　・イベントに必要な会場及び通信に要する費用は、全て委託金額内に収めること。

・Webにおいては、発注者と協議の上、大阪府の他の事業や取組みとも連携して計画的・効果的に実施できるよう配慮すること。

　　・イベント等に要する費用、情報発信に要する費用は、すべて委託金額内に収めること。

　　・令和４年３月３１日（木）までに全ての事業実施を完了すること。

《提案事項》

○プログラム構成（具体的内容、手法など）

・内容については、「10歳若返り」の趣旨を踏まえた、独自性・創意工夫を凝らしたものとすること。

○Webイベントの周知方法等に係る具体的内容（手法・効果、（２）の活用方法を含む）

○実施体制（通信方法、会場、使用機器、人員体制、トラブル対応など）

（５）事業の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

　　　・事業を実施していく上で十分な運営体制が整備されていること。

　　　・契約期間全体を通して、事業実施のスケジュールを想定し、その運営について十分な体制が継続的に維持されていること。

《提案事項》

　○過去（２年以内）の類似事業の実績

○事業実施体制及び人員（配置する人員数や、資格・技術など）

○契約期間内の全体スケジュール（（１）から（４）に係る業務）

○著作権等コンプライアンスへの取組み（体制、確認方法など）

　（６）（１）～（４）の全般にかかる留意事項

　　　・成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するとともに、本事業終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。

　　　・受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

　　　・出演者等の調整は原則受注者が行うものとする。

　　　・使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が

行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

　　　・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

　　　・提案事業の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととし、その最終決定に際しては、発注者は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。

**６．委託事業の実施上の留意点**

　　・事業の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

　　・受注者は、不測の事態により事業を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。

　　・受注者は、事業の過程において発注者から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。

　　・本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

　　・本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む）等については、発注者に帰属する。

　　・再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。

　　・本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。

**７．委託事業の実施状況の報告**

　　・受注者は、契約締結後、毎月、本事業の実施状況を書面により受注者に報告すること（報告様式自由）。なお、イベントを実施する場合は、イベントごとの終了後に実施状況を書面により受注者に報告すること。

　　・受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。

　　・発注者は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

**８．書類の保存**

　　・受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後５年間保存するものとする。

**９．委託事業完了後、発注者へ提出するもの**

　　・受注者は、事業終了後、事業完了報告書（正副１部ずつ）及び成果物等の電子データを発注者に

提出すること。（詳細は別途協議とする。）

**10．その他**

　　・受注者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。

　　・受注者は、事業開始時までに事業計画書（事業スケジュール）を発注者へ提出すること。

　　・受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。

　　・受注者は、見積りの詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。

　　・発注者は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定する契約締結及び事業実施に当たっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。

　　・受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。

　　・本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。